

第7章 特別支援学校における食に関する指導の推進

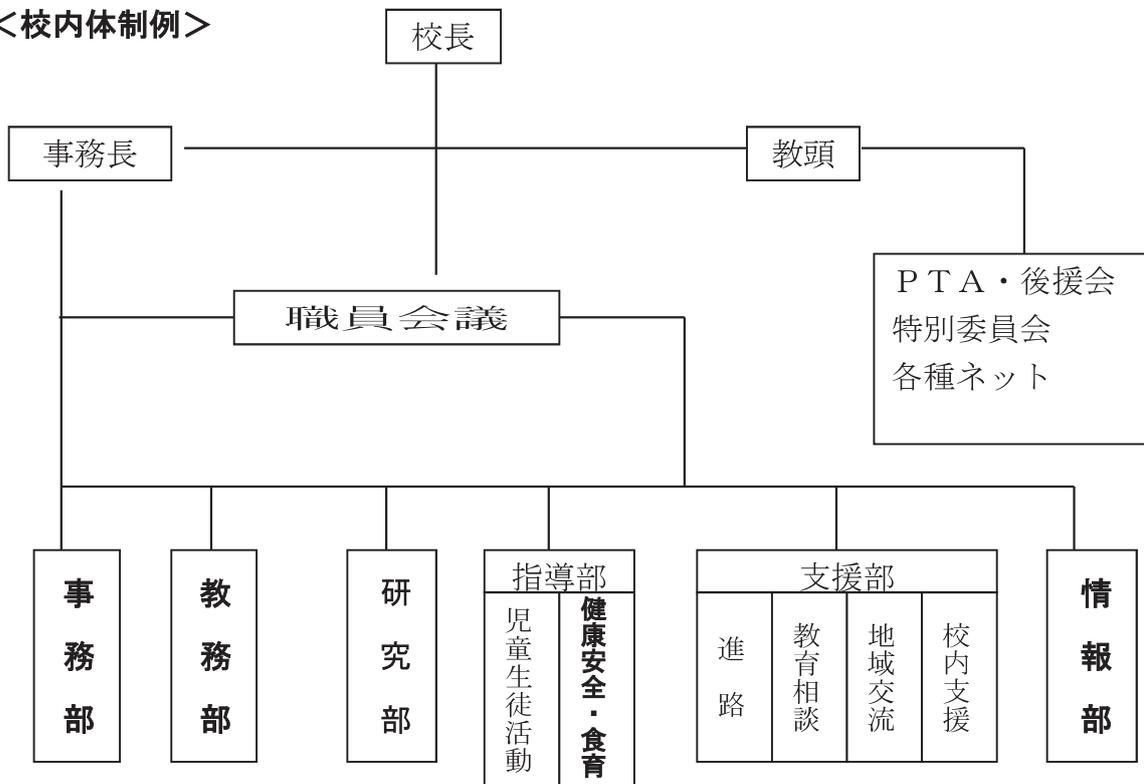
特別支援学校の教育の目的は、学校教育法第72条に「幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする」と示されています。

札幌市の特別支援学校は、肢体不自由と肢体不自由以外の重度の障がい重複している児童生徒を対象とした学校、知的障がいがある児童生徒を対象とした学校、病弱者である児童生徒を対象とした学校があります。

1 校内体制の確立

教職員と栄養教諭の連携・協力を円滑に行うため、校務分掌において栄養教諭を指導組織に位置付ける必要があります。食に関する指導は、自立活動や各教科等の多様な指導場面において行われるものであり全教職員が連携、協力することにより児童生徒及び保護者への指導を充実することができます。(第1章参照)

<校内体制例>



指導組織に栄養教諭が所属(太字部分)

2 実態把握

児童生徒の障がいの重度・重複化、多様化等が見られ、学部や学年、学級ごとに、食に関する指導の目標なども異なってくる場合が考えられます。全体計画を作成する際には、児童生徒の実態を以下の項目例を参考にして把握し、それに応じた食に関する指導が実施できるよう計画していくことが重要です。

そのためには、栄養教諭が、学級担任や養護教諭等と連携し、必要に応じて保護者や主治医等の協力を得ながら児童生徒の実態を的確に把握し、取り組むべき課題を明確

にすることが大切です。

実態把握の項目例

- ・障がいや病気の状態や程度 ・障がいの特性 ・知的発達や身体発育、身体機能の状態
- ・学習上の配慮事項 ・食べることに関する発達や経験の程度 ・本人の願い
- ・本人の嗜好 ・生活環境や生活習慣、生活リズム ・対人関係（マナー）の状況
- ・長所や得意分野 ・コミュニケーションの状態 ・家庭や地域の環境 ・進路 等

3 食に関する指導の目標設定

特別支援学校では、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動の他に、自立活動を設け、教育課程上重要な位置付けがなされています。

食に関する指導の目標の設定に当たっては、小学校、中学校又は高等学校に準ずるとともに、児童生徒の実態を十分考慮しながら、健康状態の維持・改善に関することや食事をするために必要な動作に関することなど、自立活動の視点を加味して設定することが必要です。また、保護者の要望や意向などを十分に考慮し、資質・能力の三つの柱及び六つの食育の視点が入るように設定します。

児童生徒の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮しつつ、具体的な目標を設定します。例えば、特別支援学校の小学部では、児童一人一人の興味・関心に沿いながら、基礎的な能力を伸ばし、身辺自立していくことを目標としますが、中学部、高等部では、身辺自立ができるだけでなく、社会生活を送る上で考えられる課題や、社会に出て自立していくこと、つまり将来を見据えた指導を念頭において目標を設定する必要があります。

特別支援学校では、生活上の困難を改善、克服するために期待される態度や習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培うよう目標を設定します。

4 食に関する指導の全体計画の作成

教職員との共通理解をはかり、食に関する指導をより円滑に行うため、栄養教諭が中心となり食に関する指導の全体計画を作成し、それに基づき指導を進めます。目標の設定にあたっては、健康状態の維持・改善、食べる機能の向上など自立活動の視点を考慮しながら設定することが必要です。

(1) 肢体不自由のある児童生徒を対象とした特別支援学校

各教科における指導内容は、同一学年であっても個人差が大きく、学力や学習状況も異なるため、個々の児童生徒の実態等に即して、効果的な指導ができるよう、段階別に示されています。学習された内容が学校生活や家庭生活などの中でどのようなつながりをもつのか、どのように応用されるのかを考慮しながら、食に関する指導の具体的な内容も段階的に設定することが重要です。

指導上の留意点は、自分に合った自助食器を使って食べることで、食べる機能や意欲が高まります。そのためには、可能な限りその児童生徒に合った食形態の

工夫をした給食が提供できるよう、検討することが必要です。言語聴覚士など専門家の診断や助言に基づき、食形態や指導方法について、保護者と学校の関係者間で十分な検討を行うことが重要です。

<指導上の配慮の例>

- ・食に関する体験的な活動を通して言語概念等の形成を的確に図り、児童生徒の身体の動きの状態や生活経験の程度等を考慮して、食に関する指導内容を適切に設定し、重点を置く事項に時間を多く配当するなど計画的に指導する。
- ・課題を見て理解したり、聞いて理解したりすることに困難がある場合があるので、注目すべき所を強調したり、視覚と聴覚の両方を活用したりするなど指導方法を工夫する。
- ・身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助用具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、食に関する指導の効果を高めるようにする。

(2) 病弱のある児童生徒を対象とした特別支援学校

小学校、中学校に準じるとともに、児童生徒の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮しながら、特に配慮する項目があることに留意します。児童生徒の病気の状態によっては、学習時間や活動内容に制限や配慮が必要な場合があります。学習活動を行うことで心身へ負担をかけないようにします。

各教科等における食に関する指導については、基礎的・基本的な事項を習得させる視点から指導内容を精選し、効果的に指導していることから、教科と給食との関連について情報共有しておく必要があります。

健康状態の維持や管理、改善に関する内容の指導にあたっては、自己理解を深めながら学びに向かう力を高めるために、各教科等と自立活動における指導との密接な関連を図り、学習効果を一層高めるようにします。

また、調理実習等体験を伴う食に関する指導については、主治医や家庭、学級担任等と連絡を密にとり、取り扱うことができる食材や食事量、服薬の状況や食事との関連などについて留意します。

<指導上の配慮の例>

- ・病気の状態などにより、授業時数の制約や、学習の空白による遅れなどから学習の進捗等に差がみられることもあるため、食に関する指導内容を精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに、指導内容の連続性に配慮した工夫を行ったり、各教科等相互の関連を図ったりして、効果的な学習活動が展開できるようにする。
- ・健康状態の維持や管理、改善に関する内容の指導にあたっては、自己理解を深めながら学びに向かう力を高めるために、自立活動における指導と食に関する指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにする。

- ・調理実習などの体験的な活動を伴う内容の指導に当たっては、食事制限や様々な物質に対するアレルギーなどの有無を把握し学習環境に応じて、間接体験や疑似体験、仮想体験等を取り入れるなど、指導方法を工夫し、効果的な学習活動が展開できるようにする。
- ・身体活動の制限や認知の特性、学習環境等に応じて、教材・教具や入力支援機器等の補助用具を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、食に関する指導の効果を高めるようにする。
- ・児童生徒の病気の状態等を考慮し、学習活動が負担過重となる又は必要以上に制限することがないようにする。

(3) 知的障がいのある児童生徒を対象とした特別支援学校

知的障がいをもつ児童生徒の学習上の特性として、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいため、生活に結び付いた具体的な活動を学習の中心に据え、実際の状況下で各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行っています。

食に関する指導についても学校や家庭生活に直接結びついた具体的な活動を中心に学習できるように配慮します。また、「視覚的」「具体的」「肯定的」に伝えるようにします。

食に関する指導の全体計画例（資料 1～3）

5 自立活動における食に関する指導

(1) 自立活動とは

自立活動は、学校教育法第七十二条の後段（障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けること）を受けて、その指導を行うことによって、児童生徒の人間としての調和のとれた育成を目指しています。

自立活動の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等の的確な把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、指導目標及び具体的な指導内容を定めた「個別の指導計画」を作成することとされています。

食に関する指導目標を「個別の指導計画」に加えることにより、食に関する指導の意図や方向性を職員や家庭等に明示し、共有することができます。

(2) 自立活動における食に関する指導

自立活動の内容は、「人間として基本的な行動を遂行するために必要な要素」と、「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素」で構成しており、「健康の保持」「心理的な安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「身体の動き」「コミュニケーション」の6区分27項目に分類・整理したものです。（資料4参照）

「健康の保持」

(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。

覚醒と睡眠のリズムが不規則なことが多く、しかも体力が弱かったり、食事の量や時間、排泄の時刻が不規則になったりする傾向が見られます。睡眠、食事、排泄というような基礎的な生活のリズムが身に付くようにすることなど、健康維持の基盤の確立を図るための具体的な指導内容の設定が必要です。

このような場合には、家庭と連携を図って、朝決まった時刻に起きることができるようにし、日中は、目覚めた状態を維持したり、規則正しく食事をとったりするなど生活のリズムを形成するための指導を行うことが考えられます。

(2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。

自分の病気の状態を理解し、その改善を図り、病気の進行の防止に必要な生活様式についての理解を深め、それに基づく生活の自己管理ができるようにします。例えば糖尿病の場合、血糖値を毎日測定して、病状に応じた対応ができるようにするとともに、適切な食生活や適度の運動を行うなどの生活管理について主体的に行い、病気の進行を防止することを、専門の医師の助言を受けるとともに、保護者の協力を得ながら行います。

(4) 障がいの特性の理解と生活環境の調整に関すること。

自閉症のある児童生徒で、感覚の過敏さがある場合、食べ物のにおいや口腔内に当たる感じなどが苦痛となっている場合があります。このような児童生徒には無理に食べさせるのではなく、友達がおいしそうに食べている様子などを見せて食べたくなる気持ちを育てることが大切です。

(5) 健康状態の維持・改善に関すること。

障がいのため、運動量が少なくなったり、体力が低下したりすることを防ぐために、運動することへの意欲を高めながら適度な運動をとり入れたり、食生活と健康について実際の生活に即して学習したりするなど、日常生活において自己の健康管理ができるようにするための指導が必要です。

健康状態の維持・改善を図る指導を進めるには、一人一人の児童生徒の健康状態に関する情報を得るとともに、日ごろの体調を十分に把握するため家庭と密接な連携を図ることが大切です。

「心理的な安定」

(1) 情緒の安定に関すること。

自閉症のある児童生徒で、苦手な料理を皿に盛って欲しくない・もっと減らしてほしいなど、他者に自分の気持ちを適切な方法で伝えることが難しい場合、自らをたたいてしまうことや、他者に対して不適切な関わり方をしてしまうことがあります。

こうした場合、必要に応じて給食をとる環境を工夫することも大切です。自分を落ち着かせることができる場所に移動して、慣れた別の活動に取り組むなどの経験を積み重ねていながら、その興奮を静める方法を知ることや、様々な感情を表した絵カードやメモなどを用いて自分の気持ち（この料理は苦手・量を減らして欲しい等）を伝えるなどの手段を身に付けられるように指導することが大切です。

(3) 障害による学習上または生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること

自分の状態を理解したり、受容したりして、主体的に学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲の向上を図ります。例えば 病弱または知的で食物アレルギーを有する場合、卒業後、食物アレルギーを表示していない店でも食事ができるようになるよう、手段を工夫し実際に自分の力でアレルゲンの確認ができるなど、障がいに伴う困難を自ら克服・改善し得たという成就感ももてる指導を行うことが大切です。

「人間関係の形成」

(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。

他者とのかかわりの方法が十分に身に付いていない自閉症のある場合、教師とじっくり関わることのできる場面である給食の時間に、食事の介助をする教師の働きかけを受け入れたり、呼びかけに答えたりするなど対人関係を広げ、信頼関係を築くことができるようにすることが大切です。食べ物の好き嫌いなどの気持ちを伝えにくい場合には、シンボルマーク等を用いることも有効です。

「環境の把握」

(1) 保有する感覚の活用に関すること。

保有する視覚、聴覚、触覚、嗅覚などの感覚を十分に活用できるようにするとともにその他の感覚も十分に活用して、日常生活に必要な情報を収集するための指導を行うことが重要です。例えば学校給食を通して、様々なにおいや味の食べ物を体験したり、その体験した味やにおいを言葉で表現したりできるように、様々な機会に指導することが大切です。

(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。

ものの機能や属性、形、色、音が変化する様子、空間・時間等の概念の形成を図ることによって、それを認知や行動の手掛かりとして活用できるようにします。例えば給食があとどのくらい残っているのかがわかるようご飯茶碗を黒色にしてコントラストを高めたりして認知しやすくするなどの工夫を行い、これまで学習してきた知識やイメージを認知に生かすなどの手助けをします。

「身体の動き」

(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。

日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化を図ります。食事の際の正しい姿勢や箸の持ち方などを習得することが困難な場合があります。そこで姿勢や身体の動きについて、教師の身体や模型などに直接触れて確認する機会を設定した後、児童生徒が自分の身体を実際に使って、その姿勢や動きを繰り返し学習するとともに、その都度教師が、口頭で説明したり、手を添えたりするなどして、正しい動作等を習得します。

(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。

補助用具には、持ちやすいように握りを太くしたり、ベルトを取り付けたりしたスプーンや、片手で食べても動きにくいように滑り止めがついたり、最後まですくえるように、縁に角度がついた皿などがあります。

肢体不自由のある児童生徒などが補助用具を必要とする場合、目的や用途に応じて適切な用具を選び、十分使いこなせるように指導する必要があります。また、発達段階を考慮しながら、補助用具のセッティングや収納の仕方を身に付けたり、自分に合うように調整したりすることを指導することも大切です。

(3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。

日常生活に必要な基本動作を身に付けることは、児童生徒の自立にとって、極めて重要なことです。また、日常生活に必要な基本動作のほとんどを援助に頼っているような、運動・動作が極めて困難な児童生徒の場合には、援助を受けやすい姿勢や手足の動かし方を身に付けることを目標として、指導を行うことが必要です。食事等の基本的な動作は、道具等の使用に慣れていけるよう、興味・関心がもてる内容や課題を工夫し、使いやすい適切な道具や素材に配慮することが大切です。

「コミュニケーション」

(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。

意思や感情などを相互に伝え合うため、相手に伝えようとする内容を広げ、伝えるための手段を育んでいきます。

周囲の者は児童生徒の行動が意思の表出や要求を伝達しようとした行為であることを理解するとともに、児童生徒がより望ましい方法で意思や要求を伝えることができるよう指導することが大切です。その際、自分の気持ちを表した絵カードを使ったり、簡単なジェスチャーを交えたりするなど、要求を伝える手段を広げる工夫をします。

6 栄養教諭の役割

特別支援学校における食に関する指導は、児童生徒の食べる機能を高めるとともに、将来の社会参加・社会自立を見据えて障がいの状況に応じたきめ細かな指導を系統的、計画的・継続的に進める必要があります。その中で栄養教諭は担任や養護教諭、学校

医等との調整役として、また食に関する指導の推進役として重要です。

さらに、児童生徒の個別の状況に応じて学校給食での対応や家庭での食事内容など、保護者が卒業後も自信とゆとりをもって食事介助にあたるように相談・指導をすることは重要な職務です。

(1) 栄養バランスのとれた学校給食の提供

児童生徒の健康を保持するための基盤は、毎日の食生活にあることからバランスのとれた学校給食を提供することが重要です。そのため、栄養教諭は児童生徒の嗜好など食に関する実態を把握したうえで、旬の食材や地場産物の活用を図り、適切に管理した献立作成を行う必要があります。

(2) 味覚、臭覚等の感覚受容を高める工夫

個別の状況に応じて、できる限り幅広い味覚や臭覚を体験させることができるよう、献立の多様化を図ることが大切です。

(3) 食事マナーや食習慣の形成

栄養教諭は、児童生徒の担任や自立活動の担当者等と連携し、児童生徒の障がいの状態に応じて、例えば姿勢と身体の動きの状態などを把握し、給食の時間における具体的な活動の内容を担当職員と一緒に考えることが望まれます。

(4) 楽しい食事の工夫

食事をすることは、人間の基本的欲求に支えられており、障がいの有無にかかわらず楽しい食事は他の活動では得られない心理的安定感と満足感をもたらします。掲示物や食器具等食事環境の工夫をし、児童生徒が食事の喜びや楽しさを味わうことができるように努めることが大切です。

(5) 保護者を対象とした個別的な相談指導の充実

児童生徒の食習慣の形成や改善は、家庭と協力した取組が重要です。保護者にも給食を提供することにより児童・生徒一人一人の調理方法やアレルギー対応食において日常的に連携をとることが可能になります。この場合、栄養教諭は、児童生徒の担任とともに学校と家庭の調整役としての役割も担います。また、「給食だより」などにより、教職員への情報提供とともに家庭への啓発に努めることやPTA活動にも積極的に参画し保護者との連携を図ることも大切です。卒業後も保護者がゆとりと自信をもって食事介助に当たれるようになることを目指しています。

7 食に関する指導の留意点

(1) 健康状態の維持・改善に必要な生活リズムの形成

食事をおいしく食べるために、覚醒と睡眠、呼吸・排痰、排泄、清潔・衛生という生活習慣や生活リズムについての内容を関連付けて指導を行います。

(2) 食べる機能及び食事動作の向上

食事を無理なく食べるために、児童生徒の現在の食べる機能の発達を把握し、食の形態の工夫（形態食・再調理食等）をすることも、可能な範囲内で実施します。

また、補助具や自助食器（持ち手が工夫されたスプーン・深めですくいやすくな

っている皿・飲みやすいカットのコップ等)を効果的に活用し、児童生徒の主体的な取組を促すことも重要です。

摂食障害においては、ビデオ撮影や担任等の協力による実態の調査により、言語聴覚士等の専門家から指導・助言を得ることも必要になります。

(3) 食行動・食習慣の改善（偏食や異食、肥満傾向等への対応）

食の大切さを理解させるために、運動制限・運動不足等で肥満傾向にある児童生徒や、食行動・食習慣に偏りのある児童生徒に対し、その原因となる背景にアプローチできるように、担任、家庭、医師等の連携の下で指導を行います。

発達障がいなどで、身体感覚の過敏や食べ物に対する特異な認識等により、「極端な偏食」や「食べ物に対するこだわりの強さ」などがある児童生徒に対する対応も大切です。

極端な偏食やこだわりの強い児童生徒については、個別対応（混ぜご飯を白飯に変える・炊き合わせなど複数の食品が混ざった料理を食材ごとに分けることで食べることができるよう、取り分け用の皿を用意する等）の検討も必要になります。

(4) コミュニケーションの基礎的能力の向上

食事を楽しむために、日頃から児童生徒と食事の援助者との温かい人間関係作りに努め、お互いに安定した心理状態で食事指導を展開できるように図ります。

意思の伝達が苦手な児童生徒については、自分で食べたいものが選べるように普段から表情や身振り、各種の機器等を用いた意思の表出が行えるような指導を行います。

また、視覚情報処理能力が優れている児童生徒に対しては、絵や写真など視覚的な手掛かりを活用することも有効です。

(5) 安全な食環境の整備

食堂やランチルームに集まって給食を食べる場合、児童生徒にとって給食が楽しい場となり、他の活動では得られない喜びや満足感を得ながら食べる機能を高める機会となるよう、感染症対策をしながら、食堂の掲示やテーブル配置などを工夫します。

食環境の暖房・照明・湿度などに配慮し、身体的に気持ちよく集中して食べられるように整えます。

姿勢を安定させるための補助用具を活用し、誤飲や誤嚥を防ぎ、積極的な随意動作を引き出すように工夫します。